

大口町雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における河川への急激な増水及び内水被害を軽減するとともに、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図るため、雨水貯留槽、浄化槽転用施設及び雨水浸透ますを設置する者に対して交付する雨水貯留浸透施設設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留浸透施設　雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設　雨水貯留槽及び浄化槽転用施設並びにこれらに関連する給排水設備からなる施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設　敷地内に降った雨水を雨水浸透ますにより地下に浸透させる施設をいう。
- (4) 雨水貯留槽　雨樋を経て雨水を貯留するため設置する貯留槽で、別表第1に定める基準を満たすものをいう。
- (5) 浄化槽転用施設　公共下水道への接続や自宅の増改築等により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するもので、別表第1に定める基準を満たすものをいう。
- (6) 雨水浸透ます　雨樋等を経て雨水を地下に浸透させるまで、別表第1に定める基準を満たすものをいう。
- (7) 新設工事　雨水貯留施設又は雨水浸透施設を新たに設置する工事をいう。
- (8) 改造工事　既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次の工事をいう。
 - ア　浄化槽内部の清掃及び不用部品の撤去に係る工事
 - イ　仕切り板の穴あけ工事
 - ウ　雨水の集水及び排水に係る配管の取付工事

エ ポンプ及び水栓の設置に係る工事

(9) 工事 新設工事及び改造工事をいう。

(10) 一団の土地 同一の目的で利用されるひとまとまりの土地をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、雨水貯留浸透施設を設置する工事とする。

(補助の対象)

第4条 補助を申請することができる者は、町内に土地又は建築物を所有し、又は賃借し、雨水貯留浸透施設を設置する者とする。ただし、土地又は建築物を賃借している者は、その所有者からの同意を必要とする。

2 補助事業の対象となる施設は、雨水排水及び雨水の有効利用を目的として大口町内の敷地に設置する雨水貯留浸透施設とする。ただし、当該年度の申請は一団の土地につき1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の対象としない。

(1) 国、他の地方公共団体等が設置するもの

(2) 既に補助金を受けたことがある雨水貯留浸透施設を作り変えようとするもの

(3) 移転補償等機能回復により設置するもの

(4) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に規定する雨水浸透阻害行為のために必要となる施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯留浸透施設に係る材料費及び工事の費用とする。ただし、雨水貯留浸透施設を設置する工事を補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら行った場合は、材料費のみを補助対象経費とみなす。

(補助金の額等)

第6条 補助の対象及び補助金の額は、予算の範囲内で別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助の対象となる施設の数は、一団の土地につき雨水貯留槽にあっては2基、浄化槽転用施設にあっては1基を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、工事着手前に雨水貯留浸透施設設置費補助金交付申請書（様式第1）に誓約書（様式第2）と別表第3に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定に係る設置の計画を変更又は中止しようとするときは、雨水貯留浸透施設設置計画変更（中止）申請書（様式第4）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の配管図又は構造図
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、雨水貯留浸透施設設置計画変更（中止）通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 申請者は、補助事業の完了後15日以内に雨水貯留浸透施設設置費補助金完了報告書（様式第6）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) 施工業者からの請求書及び領収書の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された完了報告の内容の審査及び設置又は転用の検査を行うものとする。

2 町長は、前条の審査及び検査の結果、適當と認めたときは、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書（様式第7。以下「確定通知書」という。）により、不適當と認めたときは、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定取消書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第2項の規定により確定通知書を受けた者は、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付請求書（様式第9）を町長に提出するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(現地調査)

第15条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第16条 補助対象者は、当該工事完了後、雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、

効用發揮に努めるものとする。また、当該工事完了後、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損及び浮き上がり、目つまり等が生じた場合並びに雨水貯留浸透施設の異常から第三者に事故、問題が生じた場合において、大口町は、その責任を負わないものとする。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

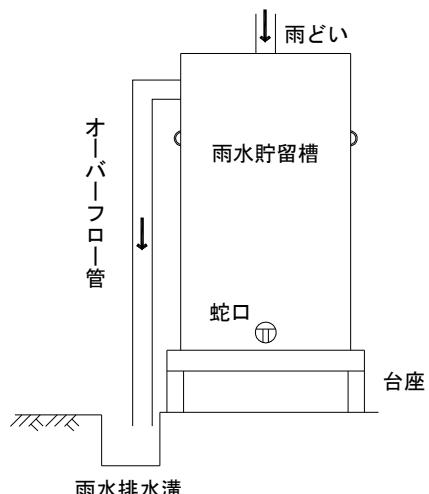
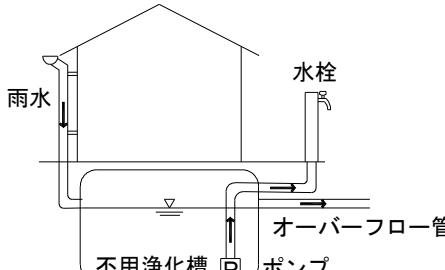
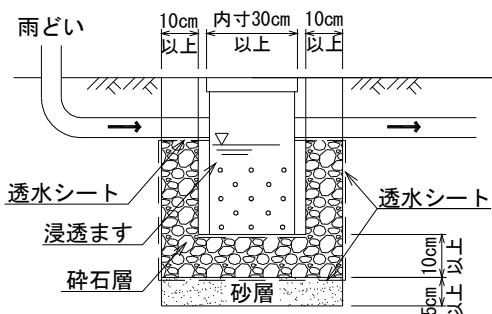
(要綱の廃止)

2 大口町雨水利用簡易貯留施設設置補助金交付要綱（平成14年大口町告示第49号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に提出された案件については、従前の例による。

別表第1（第2条関係）

施設の区分	設置基準
雨水貯留槽	<ol style="list-style-type: none"> 屋根等から集水する雨樋に接続していること。 オーバーフロー管等により容量以上の貯留防止を図ること。 蛇口等により容易に排水できる構造であること。 転倒しないよう安全が確保されていること。 施設の容量（複数の施設を設置する場合にあっては、その容量の合計）が100リットル以上であること。 
浄化槽転用施設	<ol style="list-style-type: none"> 雨水配管を経て流入管を接続すること。 貯留した雨水を汲み上げるポンプは、固定式のものであること。 破損等により漏水が生じていないこと。 
雨水浸透ます	<ol style="list-style-type: none"> 浸透ますの内径が30センチメートル以上であること。 碎石層を浸透ます外部から10センチメートル以上設けること。この場合において、碎石は、浸透ますの有孔径より大きいものであること。 碎石内への土砂流入防止のため碎石層の周囲に透水シートを設けること。 雨水配管を経て流入管を接続すること。 碎石層の下に砂層を5センチメートル以上設けること。 

別表第2（第6条関係）

施設の区分	対象経費	補助金の限度額
雨水貯留槽	雨水貯留槽の購入及び新設工事に要する費用	購入及び新設工事に要する経費の2分の1の額又は25,000円のいずれか少ない額
浄化槽転用施設	浄化槽の転用に係る改造工事に要する費用	改造工事に要する経費の2分の1の額又は80,000円のいずれか少ない額
雨水浸透ます	雨水浸透ますの新設工事に要する費用	1基につき15,000円（複数の雨水浸透ますを設置する場合にあっては、50,000円）

補助金の額に端数が生じる場合は、100円未満を切り捨てる。

別表第3（第7条関係）

施設の区分	添付書類	備考
雨水貯留槽	位置図	設置場所がわかるもの
	配置図	宅地内における設置場所を明記し、建物との位置関係がわかるもの
	構造図	カタログ等容量のわかるもの
	設置前の写真	
	見積書の写し	経費の内訳がわかるもの（自分で設置する場合はカタログ等価格のわかるもの）
浄化槽転用施設	位置図	設置場所がわかるもの
	配置図	宅地内における設置場所を明記し、建物との位置関係がわかるもの
	配管図	雨樋から雨水配管を経て施設に流入するまでの経路がわかるもの
	施工前の写真	
	見積書の写し	経費の内訳がわかるもの
雨水浸透ます	位置図	設置場所がわかるもの
	配置図	宅地内における設置場所を明記し、建物との位置関係がわかるもの
	配管図	雨樋から雨水配管を経て施設に流入するまでの経路がわかるもの
	構造図	内径、砂層及び碎石層の厚み等がわかるように作成すること
	施工前の写真	
	見積書の写し	経費の内訳がわかるもの

様式第1（第7条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付申請書

年　月　日

大口町長　　様

申請者　住　所

氏　名

電話番号

大口町雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので
申請します。

設置場所	<input type="checkbox"/> 自宅に同じ <input type="checkbox"/> 大口町
設置する雨水貯留浸透施設	<input type="checkbox"/> 雨水貯留槽（　基、容量　リットル、地上式・地下式） <input type="checkbox"/> 净化槽転用施設（　人槽、単独・合併処理） <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます（　基　）
設置費用	金　　円（税抜）
交付申請額	金　　円
算定式	
設置予定期間	年　月　日から　　年　月　日まで
土地所有者 (署名)	住所 氏名　　電話番号
施工業者	住所 会社名 担当者　　電話番号

様式第2（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

私は、大口町雨水貯留浸透施設設置費補助金の交付申請をするに当たり、工事完了後は、雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に務めるとともに、事故防止、安全対策に努めます。

また、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損、浮き上がり、目づまり等が生じた場合並びに雨水貯留浸透施設の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において、その責任は全て私が負うものであり、大口町にその損害賠償を請求いたしません。

雨水貯留浸透施設の使用者に異動が生じた場合についても、私が責任をもって本条件を継承させます。

様式第3（第8条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました雨水貯留浸透施設設置費補助金について、審査の結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

(1) 大口町雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱に従うこと。

※ 交付金額の確定は、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書により通知します。

様式第4（第9条関係）

雨水貯留浸透施設設置計画変更（中止）申請書

年　月　日

大口町長　　様

申請者　住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった雨水貯留浸透施設設置費補助金に係る計画を、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

区分分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
設置場所	大口町
設置費用	金　　円（税抜）
交付申請額	金　　円
算定式	
設置予定期間	年　月　日から　　年　月　日まで
変更事項	
変更（中止）理由	
添付書類	1　変更後の配管図または構造図 2　変更後の見積書の写し 3　その他町長が必要と認める書類

様式第5（第9条関係）

雨水貯留浸透施設設置計画変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした雨水貯留浸透施設設置費補助金について、審査の結果、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

(1) 大口町雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱に従うこと。

※ 交付金額の確定は、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書により通知します。

様式第6（第10条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金完了報告書

年　月　日

大口町長　　様

申請者　住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定を受けた雨水貯留

浸透施設の設置が完了しましたので報告します。

設置場所	<input type="checkbox"/> 自宅に同じ <input type="checkbox"/> 大口町
設置した雨水貯留浸透施設	<input type="checkbox"/> 雨水貯留槽（　基、容量　　リットル、地上式・地下式） <input type="checkbox"/> 净化槽転用施設（　　人槽、単独・合併処理） <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます（　基　）
設置費用	金　　円（税抜）
交付予定額	金　　円
完了年月日	年　月　日
添付書類	1 工事写真 2 施工業者からの請求書及び領収書の写し 3 その他町長が必要と認める書類

※下記欄は記入しないでください

検査日	年　月　日	検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
検査員		指示事項	

様式第7（第11条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました雨水貯留浸透施設設置費補助金の交付について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

様式第8（第11条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定取消書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました雨水貯留浸透施設設置費補助金の交付について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 補助金交付取消し額 金 円

2 取消し理由

様式第9（第12条関係）

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付請求書

年　月　日

大口町長　　様

申請者　住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付け　　第　　号で交付額が確定した雨水貯留浸透施設設置費補助金を、次のとおり請求します。

請求金額	金　　円			
振込先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀　行	<input type="checkbox"/> 本　店	
		<input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 支　店	
		<input type="checkbox"/> 農　協	<input type="checkbox"/> 出張所	
	預金の種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			